

定 款

特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター

特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県館林市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、イスラム文化と日本文化の違いを理解し、その違いを止揚し、
「皆が笑顔溢れるコミュニティ」を基本理念に、地球市民として子どもからシニア
世代まで、世代を超えてお互いに助け合えるコミュニティづくりを通して、多文化
共生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行
う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の
活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 健康増進事業
- (2) 生涯学習・文化事業
- (3) 国内・国際交流事業
- (4) 講習会・セミナー開催に関する事業
- (5) その他、前号の活動を達成させるために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 活動会員 本法人の目的に賛同して入会した法人の活動に参加する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとする。
- 3 前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第3項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができるものとする。

- (1) この定款のほか、当法人の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した年会費及びその他の抛出金品は、返還しないものとする。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事、1名以上3名以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないものとする。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならないものとする。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは、代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 代表理事以外は、この法人の代表権を有しないものとする。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行するものとする。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最

初の総会が終結するまでの間、その任期を伸長するものとする。

- 3 補欠のためまたは、増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または、現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員の辞任または、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めるものとする。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の二種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、代表理事がこれにあたるものとする。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の意見を聞いたうえ、議長が決するものとする。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決または、他の正会員を代理人として表決を委任することができるものとする。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第30条第1項第2号、第51条、第53条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(決議の省略)

第29条 理事または社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

（理事会の構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたるものとする。

(理事会の決議)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事の意見を聞いたうえ、議長が決するところによるものとする。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または、署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) その他の収益

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事業年度ごとに代表理事が

作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用をすることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過または予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホ

ホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第57条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

（細則）

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 奥平 セイン

副代表理事 ソウ レイン

同 アング タン

同 ゴー ウイン

理 事 ミヨウ タン
同 ボン ミイン トン
同 ウ ハ シム
同 ジャファール アフメド
監 事 奥平 慶一
同 ソー ウィン

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6. この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正会員 10,000 円 活動会員 10,000 円

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	奥平 セイン		無	代表理事
同	ソウ レイン		無	副代表理事
同	アング タン		無	副代表理事
同	ゾー ウイン		無	副代表理事
同	ミョウ タン		無	
同	ボン ミイン トン		無	
同	ウ ハ シム		無	
同	ジャファール アフメド		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
監事	奥平 慶一		無	
同	ソー ウィン		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

私達は、イスラム文化と日本の文化の違いを理解し、その違いを止揚し、「皆が笑顔溢れるコミュニティ」を基本理念に、気軽に地球市民として、子供からシニア世代まで、世代を超えてお互いに助け合えるコミュニティづくりを目指して、イスラム文化の承継と日本の文化や習慣の学習を事業として行っております。

このような活動を行うにあたっては、社会的に信用を得ることは重要で、幅広く活動を行っていくうえで、法人化は急務であり、公益性の高い事業を実施していくために、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考え、令和7年2月9日に行われました群馬イスラム文化センター臨時総会において、法人化への賛同をいただき、「特定非営利活動法人群馬イスラム文化センター」を設立する運びとなりました。

2 設立申請に至るまでの経過

令和6年11月17日 群馬イスラム文化センター設立準備委員会発足
令和6年12月22日 群馬イスラム文化センター設立
令和7年1月19日 第1回特定非営利活動法人設立準備委員会
令和7年2月2日 第2回特定非営利活動法人設立準備委員会
令和7年2月9日 群馬イスラム文化センター臨時総会にて、特定非営利活動法人
設立を議決
令和7年2月16日 設立総会

令和7年2月25日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター

設立(代表)者 住 所

氏 名 奥平 セイン



(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター

1 事業実施の方針

当初年度の事業は、教育活動を中心に実施し、あわせて各専門分野に委員会を設置して、次年度以降の事業の検討を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
講習会・相談会	イスラム文化に係る市民や子弟 向け講習会・相談会	毎月 2回	事務 所	各回5 名	地域住民・ 子弟
講習会・学習会	日本の文化や習慣の学習会	毎月 2回	事務 所	各回5 名	イスラム圏 の外国人
日本文化の通 訳事業	日本の文化や習慣を母国語で通 訳する事業	毎月 1回	事務 所	各回5 名	イスラム圏 の外国人
地域災害時の 支援活動	この地域で起こる災害時におけ る支援事業				地域住民

(2) その他の事業 なし

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその

他の事業について区分を明らかにして記載する。

- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター

1 事業実施の方針

2年目の事業は、教育活動を中心に実施し、イスラム文化の承継と日本の文化や習慣の学習を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
講習会・相談会	イスラム文化に係る市民や子弟 向け講習会・相談会	毎月 2回	事務 所	各回5 名	地域住民・ 子弟
日本文化の通 訳事業	日本の文化や習慣を母国語で通 訳する事業	毎月 1回	事務 所	各回5 名	イスラム圏 の外国人
地域災害時の 支援活動	この地域で起こる災害時におけ る支援事業				地域住民 イスラム圏 の外国人

(2) その他の事業 なし

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施

予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。

- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

令和7年度 活動予算書
 法人成立の日から令和8年3月31日まで
 特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
活動会員受取会費	100,000	200,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	200,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. その他収益	0	0
受取利息		
雑収益		
経常収益計	400,000	400,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	100,000	100,000
旅費交通費		
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		
事業費計	100,000	100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費	100,000	100,000
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	100,000	100,000
管理費計	100,000	100,000
経常費用計	200,000	200,000
当期経常増減額	200,000	200,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	200,000	200,000
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		200,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 群馬イスラム文化センター

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
活動会員受取会費	200,000	300,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	200,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計	500,000	500,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費	100,000	100,000
旅費交通費		
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		
事業費計	100,000	100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費	100,000	100,000
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		
管理費計	100,000	100,000
経常費用計	200,000	200,000
当期経常増減額	300,000	300,000
III 経常外収益	0	0
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
当期止味財産増減額	300,000	300,000
前期繰越正味財産額	200,000	200,000
次期繰越止味財産額		500,000